

WINWORKSサービス利用約款

第1章 総則

第1条(本約款)

ウィンワークス株式会社（以下、「ウィンワークス」といいます）は、本約款及びサービス仕様書の規定に基づき、勤務シフト管理サービス「WINWORKS One」（以下「本サービス」といいます）を提供します。なお、本サービスの利用に係る契約（以下「サービス利用契約」といいます）は、第5条の定めに基づいて成立し、申込書及び本約款並びにサービス仕様書により構成されるものとします。

第2条(目的)

お客様（以下、「E U」といいます）は、第5条の申込書にて本サービスを利用することを目的として、ウィンワークスが提供する本サービスの利用を申込むものとします。この場合、E Uはかかる利用につき一切の責任を負うものとします。

第3条(通知方法)

1 ウィンワークスからE Uへの通知は、電子メール又は書面によることとし、申込書記載の住所又はアドレス宛へ通知するものとします。ただし、書面による通知は、第一種郵便に限るものとします。

2 E Uからウィンワークスへの通知においては、前項を準用するものとし、下記宛てへの通知とします。

記

ウィンワークス株式会社
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-9-6 十全ビル804
電話：03-3503-5262 Fax：03-3503-5261
メール：administration@win-works.com

第4条(有効期間)

申込書に記載された本サービスの利用期間開始日から1年間までをサービス利用契約の有効期間とします。有効期間の満了の3ヶ月前までにいずれかの当事者から書面による契約終了の意思表示がない限り、当該契約は、引き続き1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

第2章 本サービスの申込み及び承認

第5条(サービス利用契約の成立)

1 サービス利用契約は、申込対象となる本サービスの内容を特定するために必要な事項を記載したウィンワークス所定の申込書をE Uがウィンワークスに対して提出し、これに対してウィンワークスが承諾したときに成立するものとします。代理店より本サービスをご購入いただく場合、ウィンワークスが代理店からウィンワークス所定の申込書を受領し、それを承諾した時に成立するものとします。

2 ウィンワークスが前項に定める申込書受領後、5営業日以内に何らの応答をしない場合、当該申込書に基づくサービス利用契約が成立したものとみなします。

第6条(登録情報)

1 E Uが取得するユーザーアカウントは本サービスにアクセスするための前提であり、ウィンワーク스에登録され、且つ、その権限を有する者のみがアクセス及び利用を認められます。E Uがユーザーアカウントを開設するためには、登録フォームにE Uの現在の正確で完全な情報を記入して登録しなければなりません。

2 E Uはウィンワーク스에提出している情報に変更が生じた場合には速やかに更新しなければなりません。

第7条(ID及びパスワードの発行)

ウィンワークスはサービス利用契約成立後、速やかにE Uに対してパスワード及びID等を発行します。

第3章 EUの義務と責任

第8条(ID及びパスワード等の管理)

1 E Uはウィンワークスから発行されたID及びパスワードを善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。

2 E Uの責に帰すべき事由によるID及びパスワードの紛失・盗難・漏洩の場合、直ちに書面によりウィンワーク스에届け出なければならず、ウィンワーク스의指示に従うこととします。ID・パスワードの再発行のために必要な費用は全て責に帰すべき当事者の負担とします。

3 E Uはウィンワークスから発行されたID及びパスワードを第三者に譲渡したり貸し与えたりして使用させることはできません。また、それと事実上同一と看做される行為もできません。

第9条(禁止行為)

1 次に記載する目的でE Uが本サービスを利用することは禁止されます。

(1) 不正なメール（嫌がらせメールや繰り返し送りつけられるメール、求められていないメールなど）を送付することを目的に本サービスを利用すること。

(2) 第三者の情報又はデータを不当に収集、取得すること。

(3) 不正アクセス行為。

(4) その他本サービスを勤務シフトの管理以外の目的で利用すること。

(5) 勤務シフトの設定に関する法令上の要件を満たさずに本サービスを導入又は利用し、若しくは法令に反する勤務シフトの設定をウィンワークスに指示すること。

2 ウィンワークスは、E Uが不正行為を行った場合であって、当該不正行為により損害を被ったとしても責任を負いません。

第4章 ウィンワークスの権利

第10条(知的財産権など)

1 本サービス及びすべてのコンテンツに関する著作権その他の知的財産権を含む全ての権利はウィンワークスまたはウィンワークスが指定する第三者に帰属します。お客様には、本約款に定める使用权を除き、何らかの権限が付与されるものではありません。

2 ウィンワークスは、E Uによる本サービスの利用により得られたシフトの変更履歴、希望シフトの提出履歴、勤務の厳しさ評価、及びその他のデータにつき、特定の個人を識別することができない形に統計的処理を施した上で、自ら利用し、また第三者に利用させることができるものとします。

第11条(利用の制限)

本サービスの利用は、E Uの内部業務目的のための利用に限るものとし、第三者に使用許諾を与えたり、販売したりして当該第三者の利用を可能にすること並びに事実上それと同視される行為は一切禁止されます。

第12条(EUからの提案について)

E Uから提案される本サービスについての発案、提案及び要望に関して発生する特許権（特許を受ける権利を含む）、営業秘密その他の知的財産権はウィンワークスに帰属するものとします。

第13条(契約の解除)

1 EU又はウィンワークスは、相手方に以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、何らの通知・連絡をすることなく、その自由な裁量において、サービス利用契約の全部又は一部を解約することができます。

- (1) サービス利用契約に違反し、相当期間を定めた催告に拘らず是正しなかった場合
- (2) 第25条に違反した場合
- (3) 破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始の申立てをした場合、解散決議若しくは重要な営業の譲渡決議をした場合、手形交換所の取引停止処分を受けた場合、支払停止になった場合、公租公課の滞納処分を受けた場合又は信用不安が生じた場合

2 前項によりウィンワークスがサービス利用契約を解約する場合、EUに対する事前の書面通知をもって、EUから預かり管理しているデータ及び関連情報等（以下「データ等」といいます。）は、第16条の4に定めるところにより削除又は加工されるものとします。その場合、仮にEUに当該データ等の削除又は加工によって損害が生じたとしても、ウィンワークスは一切の責任を負いません。

第5章 ウィンワークスの責任

第14条(ウィンワークスによる保証がないこと)

ウィンワークスは、本サービスに関して、EUの使用目的に適合することを保証するものではありません。また、以下の事項についても一切保証するものではありません。

- (1) 本サービスが中断なく利用できること。
- (2) 本サービスの利用により正確なコンテンツが得られること。また、得られたコンテンツがEUの希望するものであること。
- (3) 本サービスのシステムに一切の不具合が存在しないこと。
- (4) 本サービスを利用するに際し、本サービス利用開始時以降、第三者の故意又は過失によるウイルス等の有害物が一切存在しないこと。
- (5) 本サービスにより送信される電子メールの延着、未達、流出、消失、改ざん、文字化けが一切ないこと。

第15条(ウィンワークスの損害賠償責任)

本サービスに関し、ウィンワークスの責めに帰すべき事由によりEUその他の第三者に損害が発生した場合のウィンワークスの損害賠償責任は、ウィンワークスの故意又は重大な過失に起因する損

害、第16条に定める秘密保持義務違反に起因する損害及び第21条に定める権利侵害に起因する損害を除き、当該損害発生の原因となったサービス利用契約に定める本サービスの対価の12ヶ月分相当額（初年度に関しては初期設定費用を含む）を上限として、E Uに直接に生じた通常の損害とします。但し、如何なる場合も逸失利益についてウィンワークスは免責されるものとします。

第16条(アカウント情報及びデータ)

1 ウィンワークスは本約款にて明示的に許諾されている場合ないしはE Uの本サービスの利用に必要な場合さらには本サービスのシステム上のトラブルシューティングに必要な場合を除き、E Uのデータ等を含む一切の情報について、アクセス・編集・改変することはありません。

2 ウィンワークスはE Uのデータ等を含む一切の情報を第三者に開示することはありません。ただし、法令に基づく場合、ウィンワークスが公表するプライバシーポリシー第7条第1項に定めるサービス提供事業者個人データその他のデータ等の取扱いを委託する場合及び第22条に定める再委託の場合は、この限りではありません。

3 データ等について、その内容等（正確性、適法性、妥当性、正当性、著作権をはじめとする権利関係）に関する一切の責任はE Uが負担し、ウィンワークスは責任を負いません。

4 E Uが自己の責に帰すべき事由により誤ってデータ等を抹消し、改変し、破損し又は保存することができずに損害や損失を被ったとしても、ウィンワークスは一切の責任を負いませんし、何らの義務を負担するものでもありません。

第16条の2(個人情報の取扱い)

1 ウィンワークスは、本サービスの提供に関連してE Uから取扱いの委託を受けた個人データ（個人情報の保護に関する法律に定める個人データをいいます。以下同じ。）を、本サービスの提供、第20条に定めるサポートサービスの提供並びに第20条の2第2項第2号に定める支援業務の遂行に必要な範囲においてのみ取り扱います。

2 ウィンワークスは、ウィンワークスが公表するプライバシーポリシー第7条第1項に定めるサービス提供事業者に対する個人データの取扱いの委託、第22条に定める再委託及び法令に基づく場合を除き、個人データを第三者に提供することはありません。

3 E Uは、要配慮個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める要配慮個人情報をいいます。）を本サービスに登録し、又はウィンワークスに提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得ることその他法令上必要な措置を講じるものとします。

第16条の3(安全管理措置)

1 ウィンワークスは、取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のため、次の措置を講じます。

(1) 組織的安全管理措置：個人情報保護管理者を定め、取扱いに関する規程を整備するとともに、取扱状況を定期的に点検します。

(2) 人的安全管理措置：個人データを取り扱う従業者に対し、必要な教育を定期的に行います。

(3) 物理的安全管理措置：個人データを取り扱う区域及び機器について、施錠その他の管理を行います。

(4) 技術的安全管理措置：通信の暗号化（T L S）、保存データの暗号化、アクセス制御及びセッション管理を実施します。

(5) 外的環境の把握：ウィンワークスは、個人データの一部を外国において取り扱っています。取り扱う国及びサービス提供事業者は、ウィンワークスが公表するプライバシーポリシー及びその別表に定めるところによります。ウィンワークスは、当該国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で、必要かつ適切な措置を講じます。

2 ウィンワークスは、本サービスの保守、障害の原因の調査及び復旧、機能の追加又は変更に係る事前の確認その他の本サービスの提供に必要な業務のため、本番環境のデータ等を運用保守環境に複製することがあります。運用保守環境には、本番環境と同等の安全管理措置を講じます。

第16条の4(データ等の保存期間)

1 ウィンワークスは、E Uのデータ等を、サービス利用契約の有効期間中保存します。

2 サービス利用契約が終了した場合、ウィンワークスは、終了の日から3ヶ月以内に、E Uのデータ等を削除し、又は特定の個人を識別することができない状態に加工します。本サービスは複数のE Uのデータ等を同一の基盤において取り扱うため、システムの構成上、特定のE Uに係るデータ等のみを選択して消去することができない場合があります、この場合は加工の方法によるものとします。

3 前項の処理を行った後は、当該データ等を復元することはできません。再びサービス利用契約を締結する場合であっても同様とします。

4 ユーザーアカウントが削除された場合、当該アカウントに係るデータ等は速やかに削除します。

5 バックアップに保存されたデータ等は、バックアップの保持期間の経過により順次消失します。

6 アクセスログ（I Pアドレス、操作日時等）は、不正利用の防止、セキュリティの確保及び権利侵害への対応のため、取得から一定の期間保存した後、法令上の保存義務がある場合を除き削除します。

第16条の5(開示等の求め)

1 EUは、ウィンワークスに対し、次の事項を求めることができます。

- (1) ウィンワークスが取り扱う個人データの開示
- (2) 個人データの内容の訂正、追加又は削除
- (3) ユーザーアカウントの削除
- (4) 外国にある第三者に対する個人データの提供に関し、ウィンワークスが公表するプライバシーポリシー第7条第4項各号に掲げる事項についての情報の提供

2 個人データによって識別される本人からウィンワークスに対し前項各号の求めがあった場合、ウィンワークスは、当該求めをEUに取り次ぐものとし、EUがこれに対応するものとし、ウィンワークスは、EUの求めに応じ、対応に必要な協力を行います。ただし、前項第4号の求めについては、ウィンワークスが直接対応します。

3 第1項の求めは、第3条に定める方法により行うものとし、ユーザーアカウントの削除については、本サービスの設定画面から行うことができます。

第17条(インターネットの遅延による損害等)

インターネットは、ウィンワークスの責に帰さない事由によりその利用度や取引等のデータ通信の量などによって、通信が制限されたり遅延したりすることがあります。ウィンワークスは、かかる場合におけるデータ等損失、営業の機会損失等について責任を負うものではありません。

第6章 サービスの一時的な停止及び中止について

第18条(サービスの一時的中断)

1 ウィンワークスは、次のいずれかの場合には、EUに事前に連絡することなく、一時的に本サービスの提供を中断することがあります。しかし、それに起因してEUあるいは第三者が如何なる損害を被ったとしても、ウィンワークスは何らの責任を負いません。

- (1) 本サービスの提供のために必要なシステム及び関連設備等（以下「システム等」といいます。）の保守点検を臨時に行う必要が生じたとき（定期点検は事前通知）。
- (2) ウィンワークスの責に帰さない事由により通信回線や電力等の供給が中断されたとき。
- (3) 地震・火災・停電等の不可抗力により本サービスの提供が出来ないとき。
- (4) システム等に外部から不正アクセスあるいは有害なコード等が送付されたため、本サービスを一時的に中断する必要が生じたとき。

2 前項各号の場合以外の事由で、かつ、ウィンワークスの責めに帰すべき事由により、本サービスの提供が24時間以上遅滞・中断等の事態が発生し、それに起因してE Uが損害を被った場合、ウィンワークスはその損害を第15条に従って賠償する責任を負うものとします。

3 被害を被ったE Uの要望に基づき、ウィンワークスは可能な限り、本サービスの提供が遅滞や中断等に関する情報を開示するなどして、E Uの被害回復に協力します。

第19条(本サービスの廃止)

ウィンワークスは、E Uに対し、6ヶ月前までの予告期間をもって事前に連絡の上、本サービスの提供を廃止することができます。当該廃止日をもってサービス利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。この場合、ウィンワークスは既に支払われている本サービスの対価のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算にてE Uに返還するものとします。

第7章 サポートについて

第20条(サポート)

1 本サービスを提供するために必要な機器及びソフトウェアに起因する本サービス機能の不具合が発生した場合、ウィンワークスは速やかに当該不具合を取り除き、回復に努めるものとします。

2 ウィンワークスは本サービスが保持するE Uのデータを定期的にバックアップし、本サービスの回復時に可能な限り最新のバックアップデータを用いて回復に努めるものとします。

3 本サービスをウィンワークスから直接ご購入の場合、本サービスの利用にあたり、次のサポートサービスをE Uが別途特定する3名までのご担当者に対して提供します。代理店より本サービスをご購入の場合は代理店にお問い合わせください。

(1) 電話及びメールによる障害報告受付け及び障害対応結果の連絡。

(2) 電話及びメールによる本サービスの機能または仕様に関する質問受付け及び回答。ただし、E Uの業務に特化した利用方法、操作方法、ルールの設計や設定にかかる提案等の相談業務は含まない。

(3) 電話及びメールによる本サービスの機能または仕様に関する改修、改善要望の受付け。

第20条の2(業務におけるAIの利用)

1 本サービスにおける勤務シフトの作成は、数理最適化(数理計画法)による処理であり、人工知能(AI)を利用するものではありません。ウィンワークスがAIを利用するのは、本条に定める場合に限られます。

2 ウィンワークスは、次の各号に掲げる業務の遂行にあたり、A Iを利用することがあります。

(1) 前条に定めるサポートサービス（本サービスの機能又は仕様に関する質問への回答等）

(2) 初期設定の支援、運用に関する相談への対応、勤務シフトに関するルールの設定作業その他の支援業務（有償・無償を問いません。）

(3) 前二号に付随する業務

3 ウィンワークスは、前項各号の業務におけるA Iの利用にあたり、勤務データの解析、業務設定の妥当性の検討その他の業務遂行のため、米国に所在するAnthropic, PBCが提供する法人向け生成A Iサービス（Claude）を利用し、個人データの取扱いを委託することがあります。

4 ウィンワークスは、前項の事業者との間で、入力されたデータを当該事業者の機械学習に利用しないこと、秘密保持、アクセス制御、再委託の管理、データの削除及び返却並びに事故発生時の報告等に関する契約上、技術上及び運用上の相当措置を講じます。また、ウィンワークスは、当該事業者が所在する外国における個人情報の保護に関する制度を確認した上で、必要かつ適切な監督を行います。

5 前項の外国における個人情報の保護に関する制度については、個人情報保護委員会が公表する資料（https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_america/）を参照するものとします。

6 A Iの利用は第2項各号に掲げる業務の範囲に限られ、本サービスにおける勤務シフトの計算及び勤務シフトの確定に関与することはありません。勤務シフトの条件設定及び運用に関する決定並びに勤務シフトの確定は、E Uが行うものとします。

第8章 その他

第21条(第三者の権利侵害)

ウィンワークスは、本サービスの提供若しくは利用が第三者の権利を侵害し又は侵害するおそれがあることが判明した場合、速やかにE Uにその事実を通知するとともに、自らの責任と負担においてその解決を図るものとします。また、第三者からE Uに対して本サービスによる権利侵害を理由とした異議申立がなされた場合、E Uが速やかにその事実をウィンワークスに通知し、当該異議申立を解決するために必要な権限を付与し、合理的範囲で協力することを条件に、ウィンワークスの責任と負担においてその解決を図るものとします。但し、当該異議申立が、E Uによる本サービスの改変、ウィンワークスの指定しない他の素材との組み合わせ、その他E Uの責めに帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

第22条(第三者委託について)

ウィンワークスは、本サービスの提供に関連して、一部もしくはその全部をウィンワークスの指定する第三者に再委託することができるものとします。この場合、ウィンワークスは、当該第三者に対し、本約款においてウィンワークスが負う義務と同等の義務を負わせるとともに、必要かつ適切な監督を行うものとします。

第23条(裁判管轄)

- 1 サービス利用契約には日本法が適用されます。
- 2 サービス利用契約又は本サービスに関する一切の紛争の第1審の専属合意管轄裁判所は東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とします。

第24条(サービス利用契約の効力及び解釈)

- 1 本約款の条項の一部が無効であると判断されたとしても、その条項の趣旨・内容を可能な限り反映させて他の条項を解釈することとします。
- 2 サービス利用契約に基づく本サービスを利用されるE Uとウィンワークスとの間は、当該利用契約が存在するのみであって、資本提携、ジョイントベンチャー、パートナーシップ、雇用ないしは代理店契約といった契約関係が生じるわけではありません。

第25条(反社会的勢力の排除)

- 1 E U及びウィンワークスは、次の各号に掲げる事項について表明し、保証します。

(1) 自己及び自己の再委託先又は調達先が「組織犯罪対策要綱」(平成16年10月25日警察庁次長通達)に規定される暴力団、暴力団関係企業、暴力団員等(以下、「反社会的勢力」という。)でないこと、及び反社会的勢力でなかったこと

(2) 自己の取締役、監査役及びこれらに準ずる役員並びに自己の経営を支配する者が反社会的勢力でないこと、及び反社会的勢力でなかったこと

(3) 反社会的勢力を利用しないこと、及び利用していないこと

(4) 反社会的勢力に対して資金等の提供又は便宜の供給などを行わないこと、及び行っていないこと

(5) 第三者をして相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いて、相手方の名誉を毀損し、また相手方の業務を妨害しないこと

(6) 自己の親会社若しくは子会社(いずれも会社法の定義による。)及びこれらの役員等が、前各号に定める事実該当しないこと。

2 EU及びウィンワークスは、自己が前項各号のいずれかに違反した場合又はその恐れがある場合、相手方に対し直ちに報告するものとします。

3 EU及びウィンワークスは、相手方が本条第1項に違反していたことが判明した場合、何ら責任を負うことなく、何時でもサービス利用契約を解除することができます。

第26条(約款の改訂)

ウィンワークスは、30日以上予告期間を設けた上で、EUへの通知により本約款の内容を変更することができるものとします。EUは、当該変更不同意の場合、予告期間満了日付けで本サービス利用契約を解約することができます。この場合、ウィンワークスは受領済の対価につき月単位で精算し返金するものとします。EUが当該予告期間内に本契約の解約をしない場合、当該変更につきお客様の承諾があったものとみなし、以降EUに対しては変更後の新しい本約款の内容が適用されるものとします。

以上

発効日：2014年6月20日

改訂日：2018年3月1日

改訂日：2018年6月1日

改訂日：2018年9月1日

改訂日：2018年12月1日

改訂日：2020年2月1日

改訂日：2027年1月1日